（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二十二条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項の表中

第三一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

を

第三一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上六三五、〇〇〇円未満

に改め、同表に次のように加える。

第三二級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上　六六五、〇〇〇円未満
第三三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上

附則第三十一条の二の次に次の一条を加える。

（国又は地方公共団体に使用される組合員以外の組合員に係る費用負担に関する特例）

第三十一条の三　国又は地方公共団体に使用される組合員以外の組合員のうち社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第二十四条第十一項に規定する短時間被保険者に相当するものとして政令で定める者に係る第百十三条第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、同法附則第二十四条の規定による同条第一項に規定する短時間被保険者に係る健康保険料に関する経過措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、掛金及び負担金の割合の特例を設けることができる。

第二十三条　地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項の表中

第三三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上

を

第三三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上六九五、〇〇〇円未満

に改め、同表に次のように加える。

第三四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上

第二十四条　地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項の表中

第三四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上

を

第三四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上七三〇、〇〇〇円未満

に改め、同表に次のように加える。

第三五級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第二十五条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項の表中

第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

を

第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上六三五、〇〇〇円未満

に改め、同表に次のように加える。

第三十二級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上　六六五、〇〇〇円未満
第三十三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上

第二十六条　私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項の表中

第三十三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上

を

第三十三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上六九五、〇〇〇円未満

に改め、同表に次のように加える。

第三十四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上

第二十七条　私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項の表中

第三十四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上

を

第三十四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上七三〇、〇〇〇円未満

に改め、同表に次のように加える。

第三十五級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上

（確定給付企業年金法の一部改正）

第二十八条　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第八十二条の四の見出し中「個人型確定拠出年金」を「個人型年金」に改め、同条第五項中「個人型確定拠出年金」を「個人型年金（確定拠出年金法第二条第三項に規定する個人型年金をいう。）」に改める。

第九十九条に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働省令で定める受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

第百条の前の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条に次の一項を加える。

4　厚生労働大臣は、第一項の規定による報告書の提出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告書の記載事項のうち厚生労働省令で定めるものを公表するものとする。